

# 子どもを守る地域ネットワークについて(要保護児童対策地域協議会)

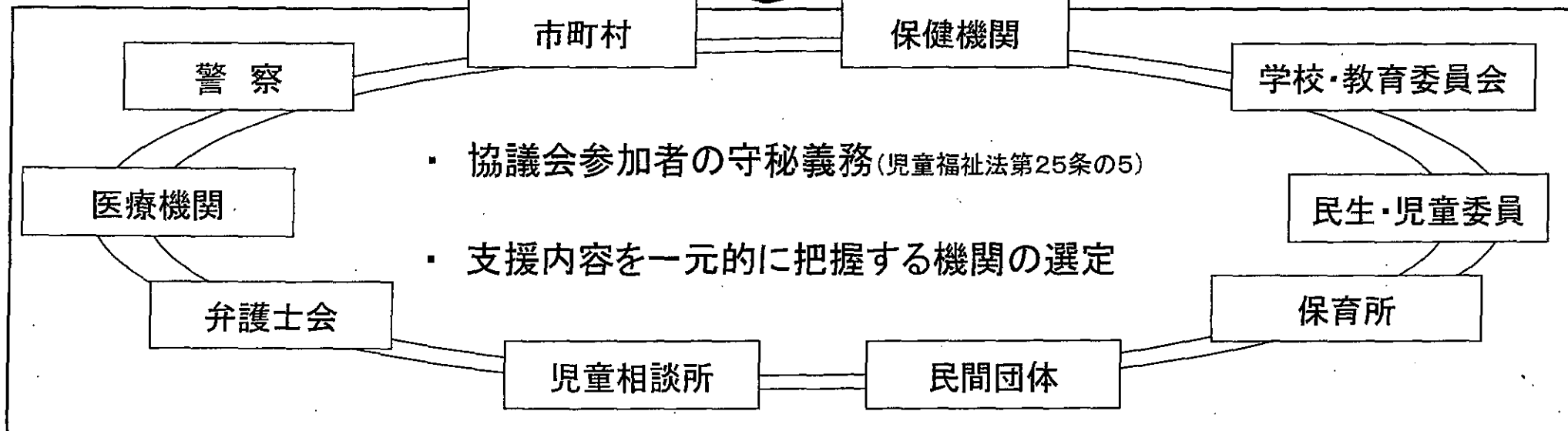
## 果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



# 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度新規事業)

【次世代育成支援対策交付金】

## 【現状】

- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中  
⇒ 84.1%の市町村で設置(平成19年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題  
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、10.9%(平成19年4月・調整機関担当職員の状況)

## 子どもを守る地域ネットワークの機能強化

### 基本事業

○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



### 付加的事業

※基本事業の実施が要件

○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等)の連携した取組

○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組

# 地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)

## 生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)

### 訪問内容

- ・子育て支援の情報提供
- ・母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・養育環境の把握

### 訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

特に必要なケース

## 要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)

### 調整機関 (育児支援家庭訪問事業 中核機関)

進行管理

進行管理



連絡調整

## 育児支援 家庭訪問事業

### 訪問内容

保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

### 訪問者

保健師・助産師・看護師・保育士等

連携

## 母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

その他の支援  
(児童相談所による対応等)

平成20年度次世代育成支援対策交付金の国庫補助申請に係る事前協議の実施について  
(平成20年5月23日 雇児総発第0523001号) (抜粋)

次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について (案)

- 1 「次世代育成支援対策交付金交付要綱における交付対象等の取扱いについて」(別紙1)の3の(1)特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

① 事業内容

すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業。

ア 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

イ 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

ウ 訪問者

訪問者については、特に資格要件は問わない。

保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修(講習)を行うものとする。

② 実施内容

ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談

イ 子育て支援に関する情報提供

ウ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 実施に当たっての留意事項

家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。

ア 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。

イ 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すこと。

ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。

- エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参するなど、子育て親子が必要とする身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供すること。
- カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。
- キ 市町村の保健師等専門職が訪問結果についてアセスメントし、支援が必要な家庭か否かを判断すること。

#### ④ 研修（講習）

必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

#### ⑤ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとする。

#### ⑥ 新生児訪問指導等との関係

既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業を実施する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。

#### ⑦ 実施計画

本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあっては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は平成21年度までとする。

なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

## (2) 育児支援家庭訪問事業

### ① 事業内容

市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業。

### ② 実施方法

#### ア 支援の対象

この事業の支援対象は、生後4か月までの全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

- (7) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭

なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

- (イ) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭
- (ウ) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

#### イ 支援内容

- (7) 家庭内での育児に関する具体的な援助

- a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
- b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- d 若年の養育者に対する育児相談・指導
- e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

- (イ) 発達相談・訓練指導

家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

#### ウ 支援の対象者、支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

#### エ 訪問支援の実施者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

- (7) 養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施する。
- (イ) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。

2 別紙1の(2)その他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表（評価に対する基準点数表）の評価2に定める基準点数を交付金

算定の基礎とする。

#### (4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

##### ①趣 旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

##### ②事業内容

###### ア 基本事業

調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。

###### (ア) 職員の配置

調整機関に、専任職員（非常勤職員等を含む）を原則として配置すること。

なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量にかかわらず調整機関の業務以外の母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。

###### (イ) 取組内容

(ア)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

###### a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

- ・ 児童福祉第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- ・ 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

###### b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

- ・ 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
- ・ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

###### イ 付加的事業

アの基本事業に加えて、次の(ア)～(ウ)の取組を行う市町村に対して交付する。

###### (ア) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

地域ネットワーク構成員に対し、

- a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。

- b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。
  - c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。
- (イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組
- ・ 地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。
  - ・ 地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。
  - ・ 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。
- (ウ) 地域住民への周知を図る取組
- 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。
- a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。
  - b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。



## 生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係る

### ガイドラインの策定について

#### 1. 趣旨

今国会に提出している児童福祉法改正法案においては、生後4か月までの全戸訪問事業については乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業については養育支援訪問事業として位置づけることとしている。こうしたことを踏まえ、各事業の効果的な実施と全国的な普及を目指し、これらの事業の内容や子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）との連携等について整理し、自治体が取り組むための具体的なガイドラインを作成する。

#### 2. 作成手順

標記事業について、本会議でのご意見を踏まえたガイドライン素案を作成し、その後自治体の意見等も踏まえた上でガイドラインを作成する。

#### 3. スケジュール

年 月		内 容	作 業
H20年度 上半期 6月 7月	ガイドライン素案検討	第1回有識者・実務者会議 第2回有識者・実務者会議	訪問事業の論点と方向性の検討 ガイドライン素案議論
下半期	ガイドライン検討	夏を目途に ガイドライン素案を自治体に提示 年内に2回程度 有識者・実務者会議を開催 年度内に ガイドライン完成	自治体意見を踏まえガイドライン検討

## 4. 有識者・実務者会議メンバー

(50音順)

氏 名	所 属 ・ 職 名
一 條 浩	埼玉県中央児童相談所 副所長
来生 奈巳子	国立看護大学校 准教授
児玉 紀久子	習志野市 保健師
笹井 康治	沼津市子育て支援課 課長補佐
佐藤 拓代	東大阪市保健所 所長
関岡 千津野	松山市子育て支援室 保育士
中板 育美	国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 主任研究官

## 5. その他

## ●事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 虐待防止対策室  
 // 母子保健課（オブザーバー）

注：『第1回「生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係るガイドライン」策定に関する有識者・実務者会議』（H20/6/5）提出資料